

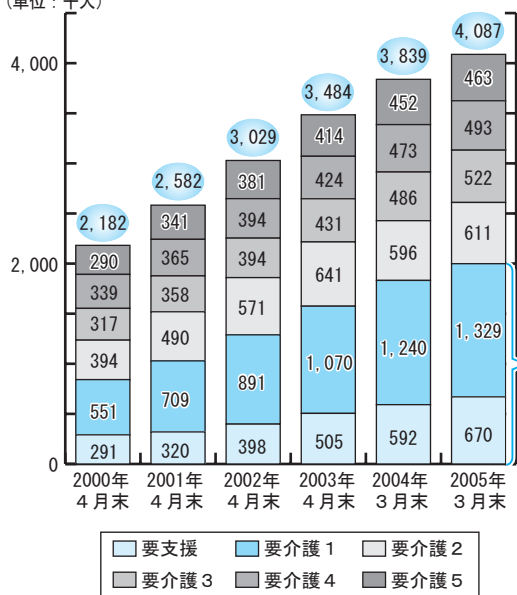
4月から新しい介護保険がスタートします！

介護保険制度が導入されて5年が経過し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう介護保険制度の見直しが行われます。

見直しの背景

要介護度別の認定者の推移（全国）

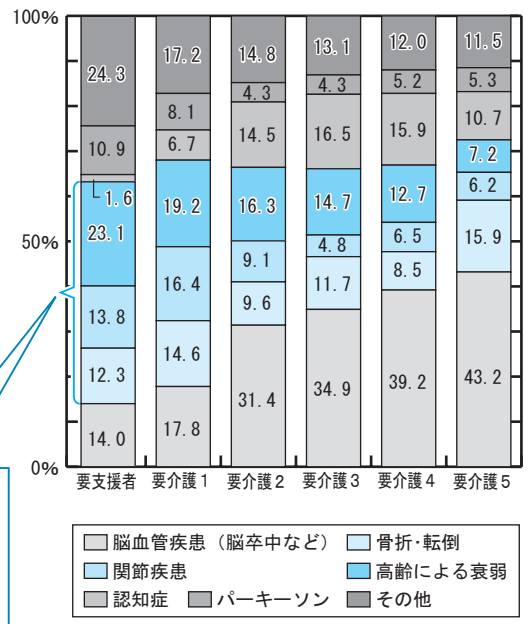
（単位：千人）



要支援・要介護1の軽度者が倍増

軽度者は生活不活病（廃用症候群）に関連する病気が目立つ

要介護度別介護が必要となった原因（全国）



資料：厚生労働省

介護が必要な状態にならないよう、介護予防を進めていくために、次のような視点を大切にしています。

- 自分でできることはできる限り自分で
- 「目標志向型」のサービス利用…明確な目標を設定し、一定期間後に評価、サービスを検討
- 「こういう生活をしていきたい」…利用者の意思・意欲を尊重



◆改正後◆ 介護を「予防」するサービスが始まります。

軽度の要介護者に対して、状態の改善に向けた介護予防サービスがスタートします。

- ①要支援者（生活機能低下が軽く改善する可能性の高い人） → **新予防給付**

地域でも要介護状態にならないために介護予防事業が始まります。

- ②虚弱高齢者（要支援へ移行する危険性のある人）
③元気な高齢者 } → **地域支援事業**



年のせい…とあきらめないで！

●住み慣れた地域での自立支援

高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を設置し、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談や、介護保険のサービスと医療や福祉によるサービスの総合的な提供を行います。

地域包括支援センター
専門職が連携して対応します

保健師 社会福祉士 主任ケアマネージャー
皆さんが、安心した生活を続けられるよう支援します